議案第63号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を 制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

向日市長 安田 守

条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例

(向日市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 向日市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第15号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

	(ト線部分は改止部分)
改 正	現 行
目次 第1章 総則(第1条) 第2章 定年制度(第2条—第5条) 第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条—第12条) 第4章 定年前再任用短時間勤務制(第13条) 第5章 雑則(第14条) 附則	
第1章 総則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「法」という。)第22 条の4第1項及び第2項、第22条の5第1 項、第28条の2、第28条の5、第28条の 6第1項から第3項まで並びに第28条の7 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事 項を定めるものとする。 第2章 定年制度	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28 条の2第1項及び第2項並びに第28条の3 の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事 項を定めるものとする。
(定年) 第2条 略	(定年) 第2条 略
第3条 職員の定年は、 <u>年齢65年</u> とする。 (定年による退職の特例)	第3条 職員の定年は、 <u>年齢60年</u> とする。 (定年による退職の特例)
第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条 の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある と認める	第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条 の規定により退職すべきこととなる場合にお いて、次 <u>の各号のいずれかに該当する</u> と認める

ときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に 係る定年退職日の翌日から起算して1年を超 えない範囲内で期限を定め、<u>当該</u>職員を当該<u>定</u> 年退職日において従事している職務に従事さ せるため、引き続いて勤務させることができ る。ただし、第9条第1項から第4項までの規 定より異動期間(第9条第1項に規定する異動 期間をいう。以下この項及び次項において同 じ。) (第9条第1項又は第2項の規定により 延長された異動期間を含む。) を延長した職員 であって、定年退職日において管理監督職(第 6条に規定する職をいう。以下この条及び第3 章において同じ。)を占めている職員について は、第9条第1項又は第2項の規定により当該 異動期間を延長した場合であって、引き続き勤 務させることについて市長の承認を得たとき に限るものとし、当該期間は、当該職員が占め ている管理監督職に係る異動期間の末日の翌 日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を 必要とするものであるため、<u>当該</u>職員の退職 により生ずる欠員を容易に補充することが できず公務の運営に著しい支障が生ずるこ と。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該</u>職員の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務</u>の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該</u>業務 の遂行上重大な障害となる特別の事情があ るため、<u>当該</u>職員の退職により公務の運営に 著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、 前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書

ときは、その	職員に
係る定年退職日の翌日から起算して	<u></u> 1年を超
えない範囲内で期限を定め、その職	
職務	
せるため引き続いて勤務させるこ	
<u>る。</u>	
-	
-	
-	
(1) 当該職務が高度の知識、技能を	7.1十2年 100 100 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1
(I) 当成職務が同及の知識、1X能力 必要とするものであるため、その	
	(単し) (と) (単)
<u>により</u> 公務の運営に著しい支障が	
	<u>1生9ると</u>
	1. 0. #1 7 <i>fr f</i> 7
(2) 当該職務に係る勤務環境その他	
件に特殊性があるため、 <u>その</u> 職員	
る欠員を容易に補充することが <u>で</u>	<u>きないと</u>
<u>き。</u>	
(3) 当該職務を担当する者の交替が	š <u>その</u> 業務
の遂行上重大な障害となる特別の	
るため、 <u>その</u> 職員の退職により公	務の運営に
著しい支障が <u>生ずるとき。</u>	
2 任命権者は、前項の期限又はこの	項の規定に
より延長された期限が到来する場合	において、
前項の理由が引き続き存する	と認め
るときは、市長の承認を得て、	
1年を超えない範	囲内で期
限を延長することができる。ただし	、 <u>その</u> 期限

は、その職員に係る定年退職日____

<u>に規定する職員にあっては、当該職員が占めて</u> <u>いる管理監督職に係る異動期間の末日)</u>の翌日 から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き</u> <u>続き</u>勤務させる場合又は前項の規定により 期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
- 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 略

第3章管理監督職勤務上限年齢制(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

- 第6条 法第28条の2第1項に規定する条例 で定める職は、向日市職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第7号)第10条の2第1項 に規定する管理職手当を支給する職とする。 (管理監督職勤務上限年齢)
- 第7条 法第28条の2第1項に規定する管理 監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。 (他の職への降任等を行うに当たって遵守す べき基準)
- 第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。
 - (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任 (降給を伴う転任に限る。)(以下この条及 び第10条において「降任等」という。)を

- 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き</u> <u>続いて</u>勤務させる場合又は前項の規定により 期限を延長する場合には、当該職員の同意を得 なければならない。
- 4 任命権者は、

、第1項の 期限又は第2項の規定により延長された期限 が到来する前に<u>第1項の理由が存しなくなっ</u>た と認めるときは、当該職員の同意を得 て、期日を定めて<u>その</u>期限を<u>繰り上げて退職さ</u> せることができる。

5 略

- しようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5 号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をすること。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をすること。
- (管理監督職勤務上限年齢による降任等及び 管理監督職への任用の制限の特例)
- 第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき 管理監督職を占める職員について、次に掲げる 事由があると認めるときは、当該職員が占める 管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に 係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌 日から同日以後における最初の4月1日まで の間をいう。以下この章において同じ。)の末 日の翌日から起算して1年を超えない期間内 (当該期間内に定年退職日がある職員にあっ ては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職 日までの期間内。第3項において同じ。)で当 該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職 を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま

勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を 必要とするものであるため、当該職員の他の 職への降任等により生ずる欠員を容易に補 充することができず公務の運営に著しい支 障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務 の遂行上重大な障害となる特別の事情があ るため、当該職員の他の職への降任等により 公務の運営に著しい支障が生ずること。
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を 延長することができる場合を除き、他の職への 降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容 が相互に類似する複数の管理監督職であって、 これらの欠員を容易に補充することができな い年齢別構成その他の特別の事情がある管理 監督職として規則で定める管理監督職をいう。 以下この項において同じ。)に属する管理監督 職を占める職員について、当該特定管理監督職

群に属する管理監督職の属する職制上の段階 の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当 該管理監督職についての適性を有すると認め られる職員(当該管理監督職に係る管理監督職 勤務上限年齢に達した職員を除く。) の数が当 該管理監督職の数に満たない等の事情がある ため、当該職員の他の職への降任等により当該 管理監督職に生ずる欠員を容易に補充するこ とができず業務の遂行に重大な障害が生ずる と認めるときは、当該職員が占める管理監督職 に係る異動期間の末日の翌日から起算して1 年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、 引き続き当該管理監督職を占めている職員に 当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は 当該職員を当該管理監督職が属する特定管理 監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは 転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第11条 任命権者は第9条第1項又は第2項 の規定のより異動期間を延長した場合におい て、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項 の規定を適用しようとするときは、当該異動期 間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第12条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 <u>定年前再任用短時間勤務制</u> (定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第13条 任命権者は、年齢60年に達した日以 後に退職(臨時的に任用される職員その他の法 律により任期を定めて任用される職員及び非 常勤職員が退職する場合を除く。) をした者(以 下「年齢60年以上退職者」という。)を、従 前の勤務実績その他の規則で定める情報に基 づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占 める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、 常時勤務を要する職でその職務が当該短時間 勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当 たりの通常の勤務時間に比し短い時間である 職をいう。以下この条において同じ。)に採用 することができる。ただし、年齢60年以上退 職者がその者を採用しようとする短時間勤務 の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職 を占める職員が、常時勤務を要する職でその職 務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めて いるものとした場合における定年退職日をい う。)を経過した者であるときは、この限りで ない。

第5章 雑則

(雑則)

<u>第14条</u> <u>この条例の実施に関し必要な事項は、</u> 規則で定める。

附則

 $1 \sim 2$ 略

附則

 $1 \sim 2$ 略

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31 日までの間における第3条第1項の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる期間の区 分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から	6 1 年
令和7年3月31日ま	
で	
令和7年4月1日から	6 2 年
令和9年3月31日ま	
<u>で</u>	
令和9年4月1日から	6 3 年
令11年3月31日ま	
<u>で</u>	
令和11年4月1日か	6 4 年
ら令和13年3月31	
<u>日まで</u>	

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員(臨時的に任用 される職員その他の法律により任期を定めて 任用される職員及び非常勤職員を除く。以下こ の項において同じ。)が年齢60年に達する日 の属する年度の前年度(以下この項において 「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべ き年度」という。) (情報の提供及び勤務の意 思の確認を行うべき年度に職員でなかった者 で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行 うべき年度の末日後に採用された職員(異動等 により情報の提供及び勤務の意思の確認を行 うべき年度の末日を経過することとなった職 員(以下この項において「末日経過職員」とい <u>う。)を除く。)にあっては、当該職員が採用</u> された日から同日の属する年度の末日までの 期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異 動等の日が属する年度(当該日が年度の初日で ある場合は、当該年度の前年度))において、 当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達す る日以後に適用される任用及び給与に関する

措置の内容その他の必要な情報を提供するも のとするとともに、同日の翌日以後における勤 務の意思を確認するよう努めるものとする。

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第2条 向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年条例第2 5号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行
(任命権者の報告事項)	(任命権者の報告事項)
第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政	第3条 任命権者が、前条の規定により人事行政
の運営の状況に関し報告しなければならない	の運営の状況に関し報告しなければならない
事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非	事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非
常勤職員(<u>法第22条の2第1項第2号に掲げ</u>	常勤職員(<u>法第28条の5第1項</u>
<u>る職員及び法第22条の4第1項</u> に規定する	に規定する
短時間勤務の職を占める職員	短時間勤務の職を占める職員及び同法第22
を除く。)を	条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。)を
除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とす	除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とす
る。	る。
(1)~(10) 略	(1)~(10) 略

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 職員の分限に関する条例(昭和28年条例第14号)の一部を次のように 改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(降給の種類)	
第3条の2 降給の種類は、降格(職員の意に反	
して、当該職員の職務の級を給料表の下位の職	
務の級に変更するこという。以下同じ。)及び	
法第28条の2第1項に規定する降給(同項本	
文の規定による他の職への転任により現に属	
する職務の級より給料表の下位の職務の級に	
<u>分類されている職務を遂行することとなった</u>	
場合において、降格することをいう。)とする。	

(降格の事由)

- 第3条の3 任命権者は、職員が降任により現に 属する職務の級より給料表の下位の職務の級 に分類されている職務を遂行することとなっ た場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事 由に該当し、必要があると認める場合は、当該 職員を降格するものとする。この場合におい て、第2号の規定により職員のうちいずれを降 格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年 数その他の事実に基づき、公正に判断して定め るものとする。
 - (1) 次のア又はイのいずれかに該当する場合 (職員が降任された場合を除く。)
 - ア 心身の故障のため、職務の遂行に支障が あり、又はこれに堪えないことが明らかな 場合
 - イ 職員がその職務の級に分類されている 職務を遂行することについての適格性を 判断するに足りると認められる事実に基 づき、当該適格性を欠くと認められる場合 において、指導その他の任命権者が定める 措置を行ったにもかかわらず、当該適格性 を欠く状態がなお改善されないとき。
 - (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少 により職員の属する職務の級の職の数に不 足が生じた場合

(降任、免職、 休職及び降給の手続)

- 第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の | 第4条 任命権者は、法第28条第1項第2号の 規定に該当するものとして、職員を降任し、若 しくは免職する場合、 同条第2項第1号の 規定に該当するものとして、職員を休職する場 合又は前条第1号アの規定に該当するものと して職員を降給する場合においては、医師2名 を指定してあらかじめ診断を行わせなければ ならない。
- 2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休 職若しくは降給の処分は、その旨を記載した書 面を当該職員に交付して行わなければならな 11

(降任、	免職及び休職	の手続)
	$TLHK/X \cup VNHK$	マンコーがルノ

規定に該当するものとして、職員を降任し、若 しくは免職する場合又は同条第2項第1号の 規定に該当するものとして、職員を休職する場 合

においては、医師2名 を指定してあらかじめ診断を行わせなければ ならない。

2 職員の意に反する降任若しくは免職又は休 職 の処分は、その旨を記載した書 面を当該職員に交付して行わなければならな 11

附則 附則 1及び2 1及び2 略 略 3 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年 条例第7号。「以下給与条例」という。) 附則 第14項の規定の適用を受ける職員に対する 第3条の2の規定の適用については、当分の 間、第3条の2中「とする」とあるのは、「並 びに向日市職員の給与に関する条例附則第1 1項の規定による降給とする」とする。 4 第4条第2項の規定は、給与条例附則11項 の規定による降給の場合には、適用しない。こ の場合において、同項の規定を受ける職員に は、同項の規定の適用により給料月額が異動す ることとなった旨の通知を行うものとする。

(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和26年条例第25号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現行
(減給の効果)	(減給の効果)
第3条 減給は、その発令の日に受ける給料及び	第3条 減給は、給料及び
これに対する地域手当の合計額(法第22条の	これに対する地域手当の合計額(法第22条の
2第1項第1号に掲げる職員については、これ	2第1項第1号に掲げる職員については、これ
に相当する報酬をいう。) の10分の1以下を	に相当する報酬をいう。) の10分の1以下を
減ずるものとする。 <u>この場合において、その減</u>	減ずるものとする。
<u>ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地</u>	
<u>域手当の合計額の10分の1に相当する額を</u>	
超えるときは、当該額を減ずるものとする。	
2 略	2 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正

現 行

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法<u>第22条の4第1項又は第2</u>2条の5第1項若しくは第2項

の規定により採用された

職員_

(以下「定年前再

任用短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、 4週間を超えない期間につき1週間当たり1 5時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

4 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

(1週間の勤務時間)

第2条 略

2 略

3 地方公務員法<u>第28条の4第1項若しくは</u> 第28条の5第1項又は同法第28条の6第 1項若しくは第2項の規定により採用された 職員で同法第28条の5第1項に規定する短 時間勤務の職を占めるもの(以下「再任用短時 間勤務職員」」という。)の勤務時間は、 第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、 4週間を超えない期間につき1週間当たり1 5時間30分から31時間までの範囲内で、任 命権者が定める。

4 略

(週休日及び勤務時間の割振り)

- 第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員 については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。
- 2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務職員 _______については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務職員 ________については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び 勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定 めるところにより、4週間ごとの期間につき8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては 8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従 った週休日、定年前再任用短時間勤務職員にあ っては8日以上の週休日)を設けなければなら ない。ただし、職務の性質(育児短時間勤務職 員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内 容)により、4週間ごとの期間につき8日(育 児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職 員にあっては、8日以上)の週休日を設けるこ とが困難である職員について、市長と協議して 規則の定めるところにより、4週間を超えない 期間につき1週間当たり1日以上の割合で週 休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週 間を超えない期間につき1週間当たり1日以 上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従 った週休日)を設ける場合には、この限りでな V10

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける 休暇とし、その日数は、1の年において、次の 各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に 掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前</u> 再任用短時間勤務職員にあっては、その者の 勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲 内で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(非常勤職員)

第18条 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務 職員を除く。)の勤務時間等、休憩時間、休日 等及び休暇については、第2条から前条までの 規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し

第4条 略

2 任命権者は、前項の規定により、週休日及び 勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定 めるところにより、4週間ごとの期間につき8 日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては 8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従 った週休日、再任用短時間勤務職員 にあ っては8日以上の週休日)を設けなければなら ない。ただし、職務の性質(育児短時間勤務職 員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内 容)により、4週間ごとの期間につき8日(育 児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職 員にあっては、8日以上)の週休日を設けるこ とが困難である職員について、市長と協議して 規則の定めるところにより、4週間を超えない 期間につき1週間当たり1日以上の割合で週 休日(育児短時間勤務職員等にあっては、4週 間を超えない期間につき1週間当たり1日以 上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従 った週休日)を設ける場合には、この限りでな V10

(年次有給休暇)

- 第12条 年次有給休暇は、1の年ごとにおける 休暇とし、その日数は、1の年において、次の 各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に 掲げる日数とする。
 - (1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用</u> 短時間勤務職員 にあっては、その者の 勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲 内で規則で定める日数)

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(非常勤職員)

第18条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員 を除く。)の勤務時間等、休憩時間、休日 等及び休暇については、第2条から前条までの 規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮し て、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

て、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成18年条例第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行
(職員の派遣)	(職員の派遣)
第2条 略	第2条 略
 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。 (1) 臨時的に任用される職員<u>その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員</u>法第22条の4第1項又は第22条の5 	2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる者とする。(1) 臨時的に任用される職員
第1項の規定により採用された職員を除 く。) (2)~(4) 略	$(2) \sim (4)$ 略
(5) 向日市職員の定年等に関する条例(昭和 59年条例第15号)第9条の規定により異 動期間(同条の規定により延長された期間を 含む。)を延長された管理監督職を占める職 員	
(6) 略 3 略	<u>(5)</u> 略 3 略

(向日市職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 向日市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)	(再任用職員 の給料月額)
第4条の2 法第22条の4第1項、第22条の	第4条の2 法第28条の4第1項、第28条の
5第1項若しくは第2項	5第1項又は第28条の6第1項若しくは第
の規定により採用された職員(以下「 <u>定年</u>	<u>2項</u> の規定により採用された職員(以下「 <u>再任</u>

前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適 用除外)

第9条の2の2 前3条の規定は、<u>定年前再任用</u> 短時間勤務職員には適用しない。

第10条 略

- (1) ~ (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ~ ス 略

(3) 略

 $3\sim6$ 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)及び(2) 略

<u>用職員</u>	」という。) 0	り給料月
額は、給料表の再任用	開職員	(T)
欄に掲げる給料月額の	ううち、その者の原	属する職
務の級に応じた額		
とする。		

2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(<u>再任用職員</u> についての適 用除外)

第9条の2の2 前3条の規定は、<u>再任用職員</u> には適用しない。

第10条 略

- (1) ~ (3) 略
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 略
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(再任用短時間勤務職員 のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額からその額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア ~ ス 略

(3) 略

 $3\sim6$ 略

(時間外勤務手当)

第13条 略

(1)及び(2) 略

2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3~5 略

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(定年前再任用短時間勤務職員にあっては規則で定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。

 $7 \sim 9$ 略

(期末手当)

- 第15条の4 略
- 2 略
- 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項 の規定の適用については、同項中「100分の 127.5」とあるのは「100分の72.5」 とする。
- $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

- 第15条の7 略
- 2 略
 - (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95を乗じて得た額の総額

2 再任用短時間勤務職員 が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

 $3\sim5$ 略

6 第1項及び第2項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ同条例第3条第2項又は第4条により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(再任用短時間勤務職員 にあっては規則で定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。

 $7 \sim 9$ 略

(期末手当)

- 第15条の4 略
- 2 略
- 3 再任用職員 に対する前項 の規定の適用については、同項中「100分の 127.5」とあるのは「100分の72.5」 とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

- 第15条の7 略
- 2 略
 - (1) 前項の職員のうち再任用職員

型以外の職員 当該職員の勤勉手当基 礎額に100分の95を乗じて得た額の総 額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

 $3\sim5$ 略

附則

1~13 略

- 14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日 (附則第16項において「特定日」という。) 以後、当該職員に適用させる給料表の給料月額のうち、第4条第1項の規定により当該職員の属する職務の級及び同条第2項から第7項までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切りまする。) とする。
- <u>15</u> <u>前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u>
 - (1) 臨時職員その他の法律により任期を定めて任用される職員
 - (2) 向日市職員の定年等に関する条例(昭和 59年条例第15号)第9条第1項又は第2 項の規定により同条第1項に規定する異動 期間(同項又は同条第2項の規定により延長 された期間を含む。)を延長された同条例第 6条に掲げる職を占める職員
 - (3) 向日市職員の定年等に関する条例第4条 第1項又は第2項の規定により勤務してい る職員(同条例第2条に規定する定年退職日 において前項の規定が適用されていた職員 を除く。)
- 16 法第28条の2第1項に規定する他の職位への降任をされた職員であって、当該他の職への降任をされた日(以下この項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則

(2) 前項の職員のうち再任用職員

_____ 当該<u>再任</u>用職員

の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じ て得た額の総額

 $3\sim5$ 略

附則

1~13 略

第14項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において、「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員には、当分の間特定日以降、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 17 附則第16項の規定による給料を支給される職員に対する第15条の4第5項(第15条の7第4項において準用する場合を含む。)の規定については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と附則第13項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 18 <u>附則第14項から前項までに定めるもの</u> のほか、附則第14項から前項までの規定に関 して必要な事項は別に定める。

別表第1再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任							
用短時間勤	187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800
務職員							

(向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第8条 向日市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例 第4号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正	現 行
(給料)	(給料)
第3条 略	第3条 略
2~5 略	$2\sim5$ 略
6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職	6 前各項に定めるもののほか、会計年度任用職

員の給料の支給については、昇給及び昇格の基準に関する事項を除き、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける職員のうち常時勤務を要する職を占める職員

___ (以下「常

勤職員」という。)の例による。

7及び8 略

(時間外勤務手当)

第9条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、 1号職員にあっては<u>定年前再任用短時間勤務</u> 職員の、2号職員にあっては常勤職員の例によ り支給することができる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 第7条の規定による給与の減額又は 第9条から第11条までに規定する手当の額 の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与 額は、1号職員にあっては<u>定年前再任用短時間</u> <u>勤務職員</u>の、2号職員にあっては常勤職員の例 による。

改

の種類は、給料及び手当とする。

員の給料の支給については、昇給及び昇格の基準に関する事項を除き、1号職員にあっては給与条例の適用を受ける法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員」」という。)の、2号職員にあっては給与条例の適用を受ける職員(法第28条の4第1項及び再任用短時間勤務職員に規定する職員を除く。)(以下「常勤職員」という。)の例による。

7及び8 略

(時間外勤務手当)

第9条 会計年度任用職員の時間外勤務手当は、 1号職員にあっては<u>再任用短時間勤務職員</u> の、2号職員にあっては常勤職員の例により支給することができる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第14条 第7条の規定による給与の減額又は 第9条から第11条までに規定する手当の額 の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与 額は、1号職員にあっては再任用短時間勤務職 員 の、2号職員にあっては常勤職員の例 による。

(向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第9条 向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年 条例第15号)の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

(給与の種類)(給与の種類)第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び第2条 位地方公務員法(昭和25年法律第261号)地方公務22条の4第1項に規定する短時間勤務の職28条の

TF.

2及び3 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適

を占める職員(以下「職員」という。)の給与

現 行

(給与の種類)

第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び 地方公務員法(昭和25年法律第261号)<u>第</u> 28条の5第1項に規定する短時間勤務の職 を占める職員(以下「職員」という。)の給与 の種類は、給料及び手当とする。

2及び3 略

(再任用職員 についての適

用除外)

第20条 第5条、第6条、第6条の2及び第1 5条の規定は、地方公務員法<u>第22条の4第1</u> 項

の規定により採用された職

員には適用しない。

用除外)

第20条 第5条、第6条、第6条の2及び第1 5条の規定は、地方公務員法<u>第28条の4第1</u> 項、第28条の5第1項又は第28条の6第1 項若しくは第2項の規定により採用された職 員には適用しない。

(向日市職員の再任用に関する条例の廃止)

第10条 向日市職員の再任用に関する条例(平成13年条例第15号)は、廃止 する。

附 則 (施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第22項の規定は、 公布の日から施行する。

(定義)

- 2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 暫定再任用職員 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項から第4項まで、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。
 - (2) 暫定再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第 22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員をいう。 (勤務延長に関する経過措置)
- 3 任命権者は、施行日(この条例の施行の日をいう。以下同じ。)前にこの条例による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第15号)(以下「旧条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)について、旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退

職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 4 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)が基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 5 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 6 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。) (施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。) に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は 附則第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地

方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年 法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(こ の項、次項、附則第10項又は附則第11項の規定により採用することをいう。 次項第6号において同じ。)をされたことがある者

- 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65 年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤 務を要する職に係る新条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他別に定 める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤 務を要する職に採用することができる。
 - (1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職 した者
 - (3) 施行日以後に新条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「新地方公務員法」という。)第22 条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に新条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の 4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある 者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。) であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫 定再任用をされたことがある者
- 8 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢65年到達年度の末日以前でなければならない。
- 9 暫定再任用職員(附則第6項、附則第7項、附則第11項又は附則第12項の 規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。)の前項 の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における 勤務実績が良好である場合に行うことができる。

- 10 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫 定再任用職員の同意を得なければならない。
- 11 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新条例第13条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。次項において同じ。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4 第4項の規定にかかわらず、附則第6項各号に掲げる者のうち、年齢65年到達 年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の 職に係る新条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要す る職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合に おける新条例定年をいう。第20項において同じ。)に達している者(新条例第 13条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、 従前の勤務実績その他別に定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲 内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 前2項の場合においては、附則第3条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

- 14 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 15 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務 員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

- 16 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における 令和3改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法 第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職
- 17 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における 令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員 法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日 に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を 要する職でその職務が前項に規定する職と同種の職を占めているものとしたとき における旧条例定年に準じた前項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

- 18 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、 当該職が基準日(附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各 年の4月1日(施行日を除く。)をいう。以下この項及び次項において同じ。) の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が 基準日の前日における新条例定年を超える職とする。
 - (1) 施行日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)
 - (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)
- 19 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が 基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に 係る新条例定年に達している者とする。
- 20 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第17項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

21 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前

日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例 定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤務の職に限 る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則 で定める短時間勤務の職(以下この項において「新条例原則定年相当年齢引上げ 短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第13条に規定する年 齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の 規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日 において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新 条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあっては、 規則で定める者)を、新条例第13条又は第14条第1項の規定により採用する ことができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第13条 又は第14条第1項の規定により採用された職員(以下この項において「定年前 再任用短時間勤務職員」という。) のうち基準日の前日において同日における当 該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達し ている定年前再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあって は、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任 することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

22 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年 とする。

(改正後の向日市職員の給与に関する条例における暫定再任用職員及び暫定再任 用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 23 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の向日市職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)第4条の2に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち新給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 24 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が 定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3 条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料 月額のうち、新給与条例第4条の2の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員

の属する職務の級に応じた額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第3条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 25 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第9条の2の2、第15条の4第3項及び第15条の7第2項第2号の規定を適用する。
- 26 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新 給与条例第10条第2項第2号及び第13条第2項及び第6項の規定を適用する。
- 27 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員 の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(向日市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う暫定再任 用短時間勤務職員に関する経過措置)

- 28 暫定再任用短時間勤務職員は、第2条の規定による改正後の向日市人事行政 の運営等の状況の公表に関する条例第3条の短時間勤務の職を占める職とみなす。 (公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に 関する経過措置)
- 29 暫定再任用職員は、第6条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項 又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなす。

(向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う暫定再任用職員に関する経過措置)

30 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第9条の規定による改正後の向日市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定を適用する。